

京都経済センター（京都府区分所有部分）貸会議室利用に係る食事について

2020年 月 日

公益財団法人 京都産業 21
京都経済センター 支所長 宛

団体名
責任者 職・氏名
電話番号

標記について、下記のとおり届け出ます。

記

会議室内での食事について

| | |
|-----------------|---|
| 会議室利用 年月日・時間 | 年 月 日 時 分 ～ 時 分 |
| 使用会議室名 | |
| 参加人数 | |
| 食事の内容 | <input type="checkbox"/> 昼食 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 食事の手配形態 | <input type="checkbox"/> 個人持ち込み <input type="checkbox"/> 主催者手配 < <input type="checkbox"/> ケータリング <input type="checkbox"/> その他（ ） > |
| ゴミ処理の方法 | |

実施に当たっては、次のことを約します。

- 1 持ち込まれた飲食物・容器等は、届出団体が責任をもって処理します。飲食者が各自持ち帰る場合でも、次の項目を徹底するとともに、届出団体が最終確認し責任をもって処理します。
- 2 持ち込まれた飲食物・容器等が、京都経済センター館内のトイレや自動販売機設置場所等に放置されないよう、届出団体において責任をもって対応します。
食事ゴミはもちろんのこと、持ち込まれたペットボトルは自動販売機設置場所に放置・廃棄することなく各自持ち帰るよう徹底します。
- 3 机、椅子、床等を汚さないように徹底します。仮に汚れることがあれば届出団体において美化対応します。
- 4 以上のほか、問題発生時等には（公財）京都産業 21 京都経済センター支所に報告し、誠意をもって対応を協議します。